

# 福島県内で使用済太陽光パネルを廃棄される事業者様へ

福島県次世代産業課

福島県では、県内に導入された太陽光パネル（以下、「PV パネル」という。）の適切なリユース・リサイクルを推進するための仕組み・体制づくりに向け、県がモデル的に制度を設計し、試験運用（トライアル）することで、施策の効果を検証するとともに、事業スキームや制度等の課題や改善事項を洗い出し、将来的な PV パネルの廃棄量の増加に対応するための制度整備を目的に、「PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業」を実施しています。

この事業の中で、本県で排出された使用済 PV パネルに関する情報を収集し、廃棄発生傾向やリユース可能性のある PV パネルの廃棄状況等を調査することとしており、福島県認定産業廃棄物中間処理業者の 4 社へ搬入された廃棄 PV パネルについて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の内容や、廃棄 PV パネルの外観、性状、作動性等の情報を収集させていただきますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

また、使用済 PV パネルのリサイクルのための中間処理に当たり、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金を利用される場合、当該補助金の交付申請書類の内容からも情報を収集・整理し、今後の施策等の検討の参考にさせていただきますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

なお、使用済 PV パネルの情報の収集について、万が一不都合がある場合は、搬入先の福島県認定産業廃棄物中間処理業者又は福島県次世代産業課にお申し出くださるようお願いいたします。

## <使用済 P V パネルの排出時のお願い>

- PV パネルの中間処理を委託したことが分かるように、マニフェストの廃棄物の名称に「廃棄太陽光パネル」や「廃棄太陽電池モジュール」等と明記してください。
- 製造者名や型式などの情報が掲載されたシールや銘板などが貼付されている場合、剥がさずに排出してください。
- PV パネルの発電性能及び絶縁性能を検査するための機器測定の実施が困難となるため、アルミフレームやジャンクションボックスを取り外したり、ケーブルを切断したりせずに排出してください。
- 運搬等の際に破損しないように可能な限り丁寧な梱包、積み込み、積み降ろしにご協力をお願いいたします。なお、梱包等の際は受光面に光が当たらないように受光面を下にし、遮光用シートで覆う等の事故防止・安全配慮をお願いいたします。

PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業の詳細はこちら

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/pv-reuse-recyclemodel.html>



（事業に関する問い合わせ先：福島県次世代産業課 024-521-8286）

<福島県認定産業廃棄物中間処理業者>

事業者名 [所在地]	事業者情報
株式会社高良 [南相馬市]	【中間処理施設所在地】 〒975-0071 福島県南相馬市原町区深野字入龍田 117-7 【問い合わせ先】0244-22-7111 【ホームページ】 <a href="http://www.takaryo.co.jp">http://www.takaryo.co.jp</a>
株式会社相双スマート エコカンパニー [双葉郡大熊町]	【中間処理施設所在地】 〒979-1301 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 123 【問い合わせ先】0240-23-5940 【ホームページ】 <a href="https://www.sssec.co.jp">https://www.sssec.co.jp</a>
株式会社白川商店 [郡山市]	【中間処理施設所在地】 〒963-0726 福島県郡山市田村町下行合字田ノ保下 1-23 【問い合わせ先】024-944-6082 【ホームページ】 <a href="https://www.shirakawa-syouten.co.jp">https://www.shirakawa-syouten.co.jp</a>
飯岡工業株式会社 [田村郡小野町]	【中間処理施設所在地】 〒963-3603 福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣 240 番 【問い合わせ先】0247-72-2442 【ホームページ】 <a href="https://www.iioacorp.co.jp">https://www.iioacorp.co.jp</a>



出典：太陽電池モジュールの適正なリユース促進ガイドライン（環境省、令和3年5月）